

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会

会 議 錄

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会

平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回臨時会

期　　日　　平成27年7月17日（金）
場　　所　　佐久市役所8階大会議室

平成27年第2回臨時会会議録（第1日目）

議　事　日　程

平成27年7月17日（金）午前10時00分開会

開　会　宣　告

日程第1　会議録署名議員指名

日程第2　会　期　決　定

日程第3　議　案　上　程
組合長招集あいさつ
議　案　説　明

議案第6号 平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合
会計補正予算（第2号）について

日程第4　議案質疑、討論、採決

日程第5　閉　会　宣　言

○出席議員（16名）

1 番	吉 岡	徹	君
2 番	井 井	夫	君
3 番	高 橋	衛	君
4 番	江 本	彦	君
5 番	菊 原	初	君
6 番	竹 花	美	君
7 番	井 出	節	君
8 番	市 川	稔	君
9 番	柳 泽	信	君
10番	横 須	桃	君
11番	川 島	賀 ゆ	君
12番	佐 藤	敏	君
13番	今 井		君
14番	森 本	清	君
15番	茂 木	明	君
16番	古 越	勲	君
		弘	君

○説明のため出席した者

組 合 長	柳 田 清	二 進	君
副組合長	藤 卷 匡	人 司	君
副組合長	米 村 祐	見	君
副組合長	茂 木 茂	司	君
副組合長	小 池 光	君	君
会計管理者	工 藤 肇	司	君
監査委員	小 柳 出	裕	君
佐久市環境部長	佐 藤 治	治	君
佐久市新クリーンセンター・			
斎場整備推進室長	上 野 幸	一	君
佐久市生活環境課長	市 川 昇	二	君
軽井沢町生活環境課長	土 屋 刚	剛	君
立科町町民課長	青 井 義	和	君
御代田町町民課長	荻 原 浩	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	青木	源	君
事務局長補佐兼建設係長	武者	泰	君
総務係長	岩井	和成	君

開 会

◎開会宣言

○議長（菊原初男君） おはようございます。

ただ今から、平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回臨時会を開会いたします。

ただ今までの出席議員は15名で、1名森本議員が若干遅れるとの連絡でございます。

よって定足数を越えております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布してある議事日程により進めていきたいと思います。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長（菊原初男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

3番 高橋良衛君

4番 江本信彦君

の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長（菊原初男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、7月1日に議会運営委員会が開かれ協議を行った結果、会期は、本日1日間とすることにいたしました。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案上程

○議長（菊原初男君）　日程第3、議案第6号の1件を上程いたします。

議案の件名につきましては、事務局より朗読いたします。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君件名朗読〕

○議長（菊原初男君）　次に、組合長から招集のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

組合長、柳田君。

〔組合長 柳田清二君登壇〕

○組合長（柳田清二君）　皆様おはようございます。

梅雨明け前の天候不順の日が続いておりますが、いよいよ本格的な夏を迎えるとしており、厳しい暑さが続く季節となってまいります。

本日、ここに平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多忙のところ、ご参集をいただき、議会が開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

事業の進捗状況についてでございますが、新クリーンセンターに係る都市計画決定につきましては、所定の手続きが完了し、佐久市、御代田町及び軽井沢町において、7月8日に都市計画決定の告示がなされたところでございます。

また、施設用地の造成工事につきましては、現在、工事の発注に向かまして、用地取得、工事費積算等、準備を進めているところであります。

施設本体の建設工事につきましては、設計・建設・運営を一括発注いたします、いわゆる「D B O方式」による事業者選定を進めております。今年度末には、事業者を決定してまいりたいと考えています。

以上、事業の進捗についてご説明を申し上げましたが、今後におきましても遅滞なく進めてまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。

それでは、本日、平成27年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会第2回臨時

会に提案いたしました予算案1件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第6号の平成27年度組合会計補正予算（第2号）は、2,817万円を増額し、総額6億5,446万円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳入では、循環型社会形成推進交付金の内示及びそれに伴う組合債の補正でございます。

歳出では、新クリーンセンター施設整備費の用地物件補償料、土地購入費が主な補正であります。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案説明書をご覧いただくほか、事務局長より説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（菊原初男君） 次に、議案第6号の朗読をさせます。

総務係長、岩井君。

〔総務係長 岩井和成君議案朗読〕

○議長（菊原初男君） ただいま朗読いたしました議案第6号の説明を求めます。

事務局長、青木君。

〔事務局長 青木源君登壇〕

○事務局長（青木源君） 議案第6号「平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に、2,817万円を追加し、6億5,446万円とするものでございます。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細書の7ページをご覧ください。

歳入では、2款、国庫支出金につきまして、循環型社会形成推進交付金の内示に伴い3,809万7千円の増額補正をするものでございます。

5款、組合債につきましては、循環型社会形成推進交付金の内示増額に伴い

まして、組合債を992万7千円を減額補正するものでございます。

次に事項別明細書の8ページをご覧ください。

歳出では、3款、1項、1目環境施設整備費の報償費につきましては、事業者選定審査委員会の開催を1回増したことに伴いまして、委員報酬6万1千円の増額、役務費につきましては、土地等の売買契約に伴う収入印紙代9万9千円、公有財産購入費につきましては、市道等の付替用地費として見込んでおりました土地購入費の補償料への変更に伴う1,205万円の減額、また補償、補填及び賠償金につきましては、ただ今申し上げました土地購入費からの変更、及び建物、工作物、立木、電柱移転等の補償料算定に伴う追加により、4,006万円を増額するものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎日程第4 議案質疑、討論、採決

○議長（菊原初男君）　日程第4、これより議案の質疑に入ります。

議案第6号「平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計補正予算（第2号）について」の質疑を行います。

順次発言を許します。

7番、井出節夫君。

○7番（井出節夫君）　それでは通告に従いまして、議案質疑を行います。

質疑は歳出の部であります。

事項別明細書の8ページでありますけれども、3款衛生費、1項、1目環境施設整備費というところで、2点質問いたします。

1点は、17節の公有財産購入費が減額されて、今説明にありましたように、1億2,623万6千円というふうになっております。

このうち、お聞きしたいのは佐久市所有の土地がこの中にあるわけですけれども、その土地の購入費はいくらなのか。

それと、佐久平尾山開発株式会社所有の土地につきましては、根抵当権が設定されていたということですけれども、これは解除されたのか経過説明をお願いいたします。

2点目は22節の補償、補填及び賠償金ですけれども、今回の補正で補償料が4,006万円追加されました。

先ほど説明ありましたけれども、合計で補償料が9,597万円、1億円近い補償料になったわけですけれども、私どもも現場を見てまいりましたけれども、用地物件補償料ですね、内訳についてお尋ねします。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） 議案第6号「平成27年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計補正予算（第2号）」の歳出、3款衛生費、1項環境衛生費、1目環境施設整備費のうち、17節公有財産購入費、及び22節補償、補填及び賠償金についてのご質問に順次お答えをいたします。

最初に、17節公有財産購入費についてのご質問にお答えをいたします。

本事業に要する、事業用地の全体面積につきましては約2万7千m²、そのうち約6千m²につきましては、現況が道路敷及び市有林の公有地であります。

これら公有地につきましては、組合において、付替工事を施工後、道路敷となる予定でございます。

したがいまして、現時点において、佐久市所有の土地の購入費は見込んでおりません。

次に、佐久平尾山開発株式会社所有の土地の根抵当権解除についてのご質問にお答えします。

事業用地の一部につきましては、土地を含むスキー場施設全体を一つの不動産とみなす、観光施設財団に係る所有権保存、根抵当権設定登記がされております。

このため、観光施設財団に属している用地につきましては、用地取得にあたりまして、抵当権者の同意をいただき、本財団目録からの分離に係る記載変更登記が必要となりますので、現在、所管する関係機関との手続きを進めているところでございます。

次に、22節補償、補填及び賠償金についてのご質問にお答えします。

用地物件補償料9,597万円の内訳につきましては、建物補償額1,93

4万円、工作物補償額2,748万円、動産補償額169万円、立竹木補償額3,122万円、移転雑費209万円、その他電柱移転料210万円を見込んでおり、国の公共用地取得に伴う損失補償基準に基づき算定をしております。

また、残る1,205万円にましましては、長野県地区用地対策連絡協議会の用地事務規定に基づき、付替工事用地に係る補償金の支払いにあたり、予算科目を17節の土地購入費から22節の補償、補填及び賠償金に組み替えたものであります。

以上であります。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） 佐久市、1点目の公有財産について、佐久市分については計上していないということですけれども、今度、用地全体の面積を広げたときに、林道の平尾富士線というのが前あって、そこを通って、ずっと行って、そこに着くということになったんですけども、今度は林道通らないんですか。

一部は林道がなくなってしまうんだけれども、その辺の補償とか、補償というか、それは補償じゃなくてその分の土地は購入すると思うんですけども、それについては先ほど言われたように、取得はするけれども、用地代、購入ということは考えていない、それと、林道はどこにいっちゃうかということも、ついでに聞きたいんですけども。

それと、さっき言った根抵当権の話は、手続きを進めているって、いつだか私が質問をしたときも手続き進めているって言っていたんですが、ずっと進めているって言うのは、これは観光施設財団目録、一つの観光施設財団の資産になっていて、一部は北パラダの方は平成17年に分割して、佐久平尾山開発の所有ではなくて、債務者は樺山工業さんになっているんでしょ。

その辺は会社との了解は得られて手続きは進んでいるっていう事だと思うんですけども、いつごろ手続きは済む予定なんですか。

用地物件の方も、私も5,000いくらでそのくらいはしょうがないなと思ったら、9,500万でしょ。1億近くの補償料になって一番大きいのは立木だよね。

当初の計画はあそこはあれだけ、切土した場所に作るからそんな話はなかつたんだけれども、今度はもう少し広げて上方まで切土するわけでしょ。

その分は立木補償するわけですけれども、これは、どういう算定で3, 122万ですか、こういう金額になるんですか。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） まず、林道の用地の関係ですけれども、当初予算の中では先ほど申しましたように、土地購入費ということで見込んでおりましたのですが、県の用地対策連絡協議会、補償の関係の事務規則があるんですけれども、そちらの方で県の方と協議する中で既存の道水路を直すような場合は、補償で支払っていくという形で県の方でも行っておりますので、その流れの中で税務署と法務局の方とも話ができるということなので、県の方に順ずるという形で補償料の方で対応するということで今回出させていただきました。

財団目録の関係ですが、会社の方に問い合わせは随時しておりますけれども、債権者等の関係がありまして手続き自体は進めているのですが、いつと言うことがはっきり言えない状態ですけれども、早ければ例えばですけれども8月には、そういう可能性も現時点であります。ただ時期は、はっきり言えない状況ではあります。

補償費の関係ですけれども、立竹木ですけれども、内訳としまして桜とかが結構あるのですが本数とすれば全部で桜とかの木々で約700本くらいあるんですけれども、そのうち桜につきましては景観の関係等ありますとして残していくという考えがありますもので、桜が1本そこそこの値段になりますので、一応3,000万くらいとなる予定でございます。

○議長（菊原初男君） 7番、井出君。

○7番（井出節夫君） （1）の方の市所有の土地の件についてはこれでいいですけれども、観光施設財団の話で、この謄本によればですね、根抵当権の設定権者は4者くらい。

ここが普通だったら、全部一邊に外さなきゃ、これは外れないんだよね。リフトとか、スノーマシンとか全部、観光施設財団の目録に入っているわけですよ。一部解除するわけでしょ。それについて8月ごろを目処としているというのは、もう一度そこら辺も聞きたい。

先ほど市長の説明では、造成工事の積算をしているということですが、組合長ですね。組合長の説明では造成工事の積算をしているということですけれども、それとの関係では、それだって土地が購入できなければ話が始まらないわけですよ。

一応、根抵当権が外れることも含めて、土地の契約はいつごろ終了する予定なのかということをもう1回聞きたい。

先ほどの2番目の立竹木の関係なんだけれども、これは所有しているのは誰なんですか700本。

以上、3点です。

○議長（菊原初男君） 事務局長、青木君。

○事務局長（青木源君） まず、平尾山開発の目録から外す関係の話ですが、今、議員さん仰いましたように、土地とか機械とかいろいろまとめで財団目録になってまして、そのうち現時点で、うちの方で必要となる土地につきまして、一応分離をしていただくという形の中で進めておりまして、8月というのは、あくまでも早い場合でありまして、具体的にいつと言われても、今はいつとはっきり言えない状況ではあります。

土地のもう一つのご質問の購入の時期なんですが、今考えているのは、一応8月中に契約をしたいということで考えております。

それと、補償の方の対象者ですけれども、佐久平尾山開発でございます。

立竹木については佐久平尾山開発でございます。

○議長（菊原初男君） 事務局長、もうちょっとはっきり言わないとわからない。

○7番（井出節夫君） どうもありがとうございました。

○議長（菊原初男君） これをもって、議案第6号の質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菊原初男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

◎日程第5 閉会宣言

○議長（菊原初男君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成27年第2回臨時会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

会議録署名議員

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議長 菊原初男

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員 高橋良衛

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員 江本信彦